調整区域での立地を可能とする犬山版優良田園住宅制度の創設

事業着手	2019年4月
完了（供用開始）	2019年3月

作成課	都市計画課
関係課	都市計画課、環境課

番号	事業名（地区名） 担当課	実施項目	概要
①	栗栖・今井 都市計画課	犬山版優良田園住宅制度の創設	調整区域での立地を可能とする犬山版優良田園住宅制度の創設
②		優良田園制度の窓口周知	電話や窓口などで相談を受ける
③		全国的な情報発信	地域活性化センターや移住情報誌などを活用した全国的な移住希望者に対する啓発
④		空き地・空き家の掘り起こし	宅建協会との情報交換 年2回程度
⑤			地元住民へのチラシ配布 年2回程度
⑥		物件情報の周知	既存の空き家バンクを拡張して空き地や農地とも連携した敷地バンクを追加し、立地促進を図る。
⑦		啓発イベント	移住希望者を募集して、地域の魅力を移住希望者に紹介するイベントの開催
⑧			空き家改修などを一緒に行い、地域の生活や農業を体験するイベントの開催
⑨			
⑩			

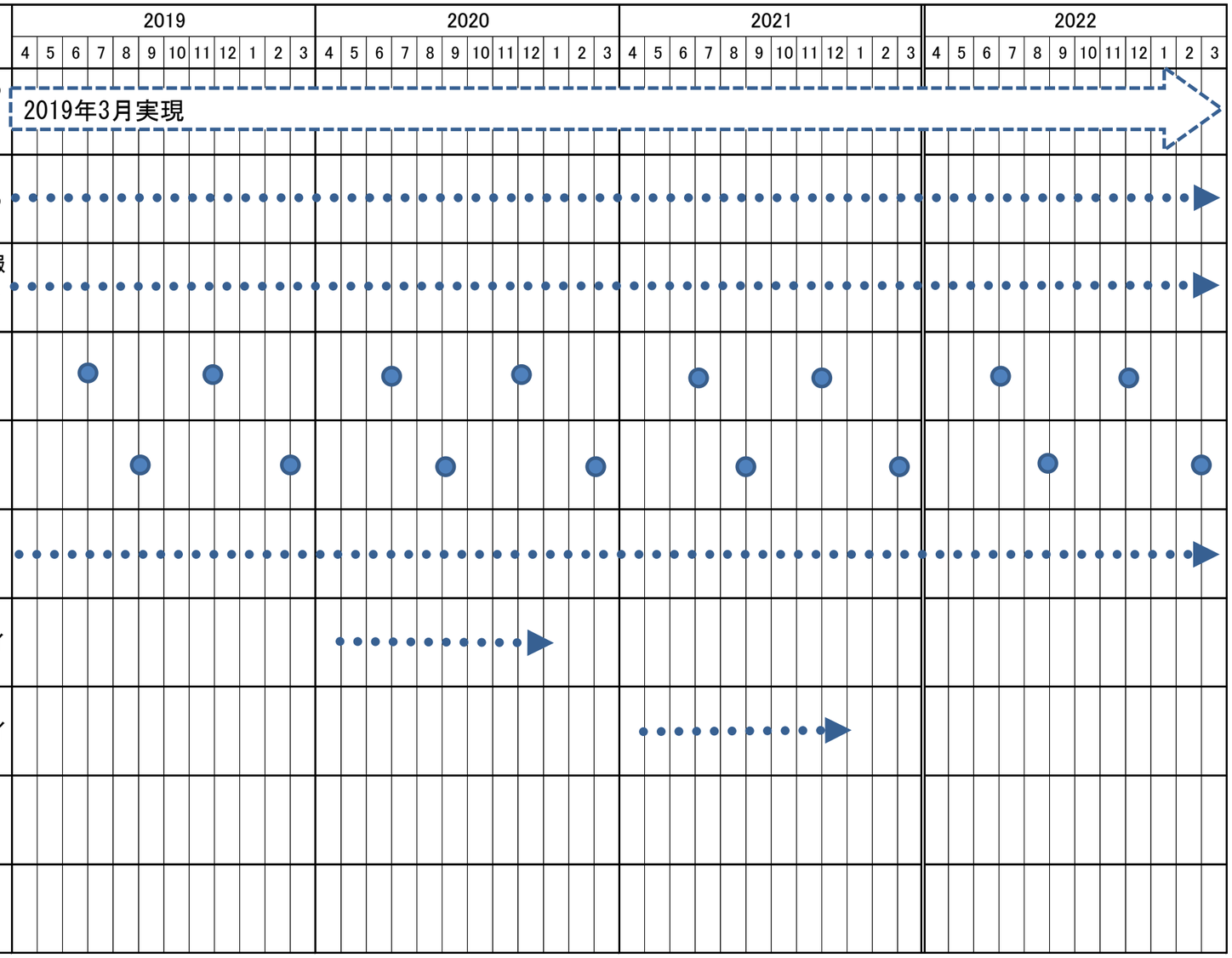

備　考

調整区域での住宅立地を可能とする区域指定検討

事業着手	2019年4月
完了（供用開始）	2022年3月

作成課	都市計画課
関係課	都市計画課

番号	事業名（地区名） 担当課	実施項目	概要
①	市街化調整区域 都市計画課	対象区域の検討 課題の抽出	指定要件のある地域の抽出し、関係課と連携して抽出区域において課題の確認を行う。
②		市街化区域内の未利用地状況確認	市街化区域内の利用状況を確認して、緩和が必要な区域の検討を行う。
③		県との事前協議	案件の意見調整、土地利用対策会議への提案
④		地元説明	対象地域への説明会を実施し、意見をまとめて協議資料とする。
⑤		課題について効果と費用の検討	課題解決のための費用対効果の分析を行う。
⑥		素案の決定	緩和が必要な区域として都市計画審議会などの意見を踏まえ、総合的に判断して区域を決定する。
⑦		条例改正	都市計画法に関する許可基準条例を改正する。
⑧		県との調整会議	開発審査会にかける事前調整を行う。
⑨		県の開発審査会に諮る	最終案を開発審査会に諮る
⑩		指定区域の閲覧、啓発	決定したものの閲覧、啓発を行う。

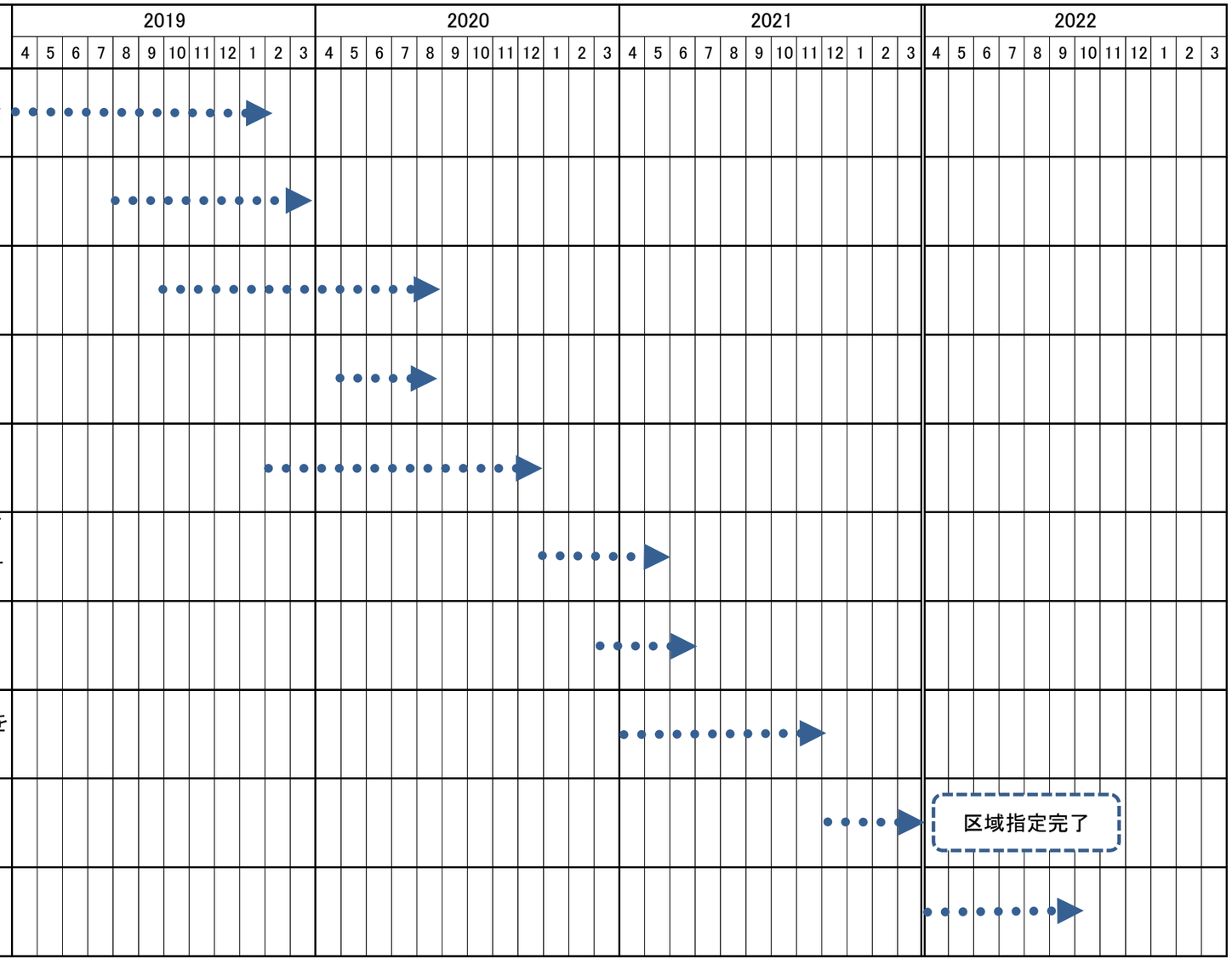

備　考